

〈研究ノート〉

木田橋喜代慎氏の資料分類における 一つの判断

斎 藤 勉

1

昨今我が国では、社会教育行政の細分化に伴い、変化に富む社会教育活動を展開していることは周知の事実である。とくにこのことは、昭和二十六年頃から徐々に始動された地方自治体の統合、廃止以来（市町村合併という行政の簡素化と事務の能率化という呼称が耳に慣れたものであろう）変化の内容と速度を大巾にもたらしたものである。だが、社会教育活動そのものを支える素材としての社会教育施設及び資料群は、社会教育関係諸法の中にあって、“相互に協力しあうもの”という字句表現で一括されているのである。このことは、社会教育行政のタテ割を排除するものであり、逆に社会教育を内側から推進する共通の土俵を地方自治体自から創造するものとする、という内省に基づいた刺激剤的表現と理解するのが妥当であろう。

例えは、我々は、地方自治体の設置する社会教育施設を利用するにあたり、人間の具体的経験に基いて形成された学習を視聴覚的経験によって肉付けをし、最も抽象化された形でその経験の発露を見出すとすれば印刷された資料を要求するであろう。時間と空間をこえて、この資料は“見えざる利用者”との邂逅を可能ならしめるものである。これは、資料の流通組織にのることによって初めて可能なものである。ということは、いかなる社会教育活動においても、人間の経験の円錐を抽象的経験にまで高める資料というものが必ず存在するものであり、それが、必要に応じて適人にゆきつくものでなければならない、ということである。

そこで、さらに、社会教育活動をささえる施設にまつわる諸規定をみてみると次のような字句が目に入ってくる。（ここでは、とくに、印刷さ

れた資料を内包する活動を注視する。)

①
<社会教育法>

第五条（市町村の教育委員会の事務）第四項一所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること

第六条（都道府県の教育委員会の事務）第二項一社会教育を行う者の研修に必要な施設の運営、講習会の開催、資料の配布等に関するこ

第二十二条（公民館の事業）第四項一図書、記録、資料を備え、その利用を図ること

第四十四条（学校施設の利用）一学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない

<公民館の設置及び運営に関する基準>

（第四条第四項では、図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具を備えつけるものとし）第六条（他の施設との連絡協力）一公民館は、その事業の実施にあたっては、他の公民館、図書館、博物館、学校その他の教育機関及び社会教育関係団体等と緊密に連絡し、協力するものとする

ここまでで、概観できることは、社会教育活動を推進するに、図書及び印刷された資料というものがあまねく活動の大きな素材となるばかりでなく、それらを所有する教育機関での交流を図って活動に資するという外円的こう束力をうながしていることである。

では、独立法として存在する他の関連法をみてみよう。

<図書館法>

第三条（図書館奉仕）第一号一郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料…を収集し、第二号一図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること

第八号一学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力する

こと

〈博物館法〉 第三条（博物館の事業）第六項—博物館資料に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること、第十項—学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること、第二号—博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない

〈学校図書館法〉

第四条（学校図書館の運営）第二号—図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること 第五号—他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること 第二項—学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる

〈文化財保護法〉

第四条（国民、所有者達等の心構え）第二項—文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない

これらの独立法の関連条項号からも理解できるように、資料を保管すると同時に、それらを必要に応じて解説したうえ、土地の事情を大局的に概観して、流通しあい、社会教育活動の展開に資するとする行政の外円を内側から支えていこうとするものである。

社会教育が全体的に一つのプログラムにそってその活動を展開するものであるならば、いわゆる資料のなかでも、それを流通組織にのせうる印刷された資料は、適切な目録に吸収されることが大前提となろう。

ところが、目録に吸収される以前に、これら資料はあまねく合理的な分類に基き群を形成されておらねばならない。上述のすべてに合致する

分類の存在を実現することは不可能性もあり、あるいは、資料のもつ機能としての形式と実質の合理性を失う場合も予見しなければならないのである。このことは、行政のふくらみに応じてますます没主観的な事務処理がなされる合法的支配としての組織が、全体的行政をこう束するという自己矛盾と、資料の分類にまで権限を及ぼすからに他ならない。それであるが故に、ますます、逆に、合理的な資料分類が要求されてくるのである。

従来、資料分類といわれるものは、目録とのからみで、その精粗が形成されてきたが、目録なるものは、一個人の、また、一団体のもつ記憶の限界をこえたときに初めて組織化されたものである。そのなかには、選択すべき価値判断が介入するのであって、その視角からみる限り、でき上った目録は、全体として社会の中で機能するに、さらに副次的に形成された目録が出現しない限り、目録そのものがもつ記憶の限界の中で、あるいはで窒息してしまいがちなのである。これをさけるために、新しい資料分類が必要にもなってくるのである。

2

さて、このような社会雰囲気のなかを察知して、我々の眼前に一つの新しい資料分類法を問うこととして、木田橋喜代慎教授（北海学園大学）が長い時間をかけてその概要を表わされた。1981年のことである。本道にあって、この種のシラバスがまとまって表出したのは初のことであると同時にこの紹介もかね、私は主として、同教授の分類法にみられる価値の面から考察をすすめてみたい。

まず、同教授のテキストの紹介から入りたい。

「資料想類法・シラバス 木田橋喜代慎 改正 MCMLXXXI」がタイトルページである。全文59頁 B 5 の大きさであり、全頁が同教授の細かい筆記でなされ、（終始一貫して精力的に筆記され）プリントしたものである。

目次をみよう。緒論、前編、後編の三部からなり、前編は図書分類表の内容とし、順を追って観ると、分類学と分類表、図書の分類、標準図

書分類表、NDC の構想、分類作業、図書分類規則、から成立する。後編は、件外標目、から成立する。前編38頁。後編21頁のものであるが、すべて手書きであるため、9ポイント活字でうめたとしてB5サイズ頁で100頁をこえるものとなろう。(以下記述にあたり敬称を省略させていただく)

一読して木田橋の分類の基底をつらぬく思想が、W.S.Jevonsの“資料分類は論理学上不整合である…”(p.32)という大前提を是としながらも、不整合であるが故に、その不整合を補うあらゆる手立てをなすことにより(伴名標目によるその補い)資料は、各社会教育施設の中に存在の価値を見出し、見えざる利用者との邂逅をなし、社会教育活動をうながすかくれた素材となる、というものである。これが概要の全てであるが、木田橋は、学問の分類の相互比較検討の材料としてアリストテレス学派の分類、フランス・ベーコンの分類、ヴァントの分類、などヨーロッパでの主たるもの最先紹介し、日本、中国のそれ、更にアメリカ合衆国でうまれ世界各国にその影響を支えたデューイの分類、カッターの分類、米国議会図書館の分類、等をまじえ紹介しながら、分類の総体にわたる総記というものがいかにしてうまれてきたのかを説明する。これは木田橋の独特の主張である。つまり、資料分類のうちの“…Generalはmiscellaneous(雑多な)にものを包括するもの、その反対極はSpecialなlimited(限られた、有限の)”なものを包括する(p.32)という語義の解釈及び定義に立脚して、先ず、分類の基礎を築くのである。これは一つの判断である。従来からこの判断には主流を占めたものがあったが、それはいわゆる肯定判断と否定判断といわれるものであったといってよい。^② 例えは、“馬は動物である”に対し“木は石にあらず”にあたるものである。この論理の区分を明白にせず、実は分類の基礎のなかで、この両者をまじえたような資料のものを一括してこれに入れてしまう、^③ ということを習慣としていたのである。ところが、木田橋によれば、横山の論を土台とし次のようにいう。“科学の進歩のあいだ分類という作業はしだいに悔蔑の対象となってきた。…分類はつねに不安定をまぬがれず、きわめてしばしば、新しい知の展開の阻害となる…”(p.32)を引用し、^④ “主題の把握に当り、複合名辞をもって表現されているものについては、そのうちの形容語を限定(仮り)と考え(あるいはその領域に応用する)

その語の意味する主題に収め（分類）する”（p.32）といっている。このことは何をいみするか。つまり、叙述判断・記述判断及び説明判断をここに適応させよということに他ならない。例えば，“太陽は輝やく，〇〇は川を渡る”，“天は青い”，“シェークスピアは世界最大の戯曲家である”，というように、判断を支える名詞の説明をここに加味するのである。それが分類上、まだ不整合であるならば、伴名を補ってみよ、というのである。一つ一つのこまかなる例をここに引用する手間を省くが、上述のつながりを説明するところとなる。

百科辞典というものはすべてを包括するから general であり、それ以上、詳しい各語のものを入れる条件がないならば、それでよしとするか否かはそれは目録を創造する人の力にかかる。しかし、できることなら、百科辞典のもつ落し穴をよく考察しなければならぬ。そのためには、百科辞典の内容において各語にわたるものが散見されるならばそれは、内容から引き出した目録をさらに作り、各々件名を創（作）っておくこと……、ということになろう。いまここに述べたことは一つのたとえである。このたとえが、従来ではどうであったか一といえば、百科辞典も一つではない、もっと複数のがぞましいしかし、入れる条件もそろわない、さりとて補う complex index もどうしようか……、ということである。とても大きな差がここには存在するのである。木田橋がこの判断にゆき当ったのは何故であろうか。木田橋は19頁から21頁にわたって、公共図書館の内容、学校図書館の資料分類をはじめ、社会教育活動を開拓するに地方自治体の弱少予算といわれる公民館図書室までを概観し、その規模に応じた内容をもつのがよろしい、とそのあるがままの状態を肯定し、しかし、その反面、資料分類の精粗はあったにせよそれを補うツールの自己開発をなすことである、ということが最大の理由ではなかろうか、と思われる。

たしかに、このことは、藤原も，“ある図書館の戦後史”の中で指摘していることでもある。さらに、カナダの図書館学者の E. J. Spicer も 1957 年に、新しくひらけゆくカナダの全貌を見わたして指摘していることである。だが、われわれが、このような克服を木田橋によってもたらされたことの現状をよろこぶべきことといわなくてはならないのである。だから木田橋は、こんどは42頁の後半において、前述の論を、補助ツール

で補うのに，“中小の一般図書館で小件名を与えるべき資料を受入れたとしても、そのつど特殊標目を新設しない方がよい……。小件名の限界をどこにおくか、利用者が小件名から検索した場合一問題が残る—中小の一般図書係、資料室に限らず、専門図書館でもその領域以外の小件名を与えるべき資料受入の場合にも同じ問題が起る”とただし書きをつけている。これは矛盾するような指摘であるがそうではない。つまり、分類された資料、そのもののもつ内容の分析をおこなわずして、目録化する人間の怠慢とミスを、まったく異った立場で指摘しているのである。ここが、先述の肯定判断と否定判断を克服した木田橋の所論であり、叙述判断その他によよぶ次元の確立を目指したものと観るのが当っていよう。いまも、この考え方方が木田橋以前のものであったがため、地方自治体のとくに弱少子算でまかなわれる公民館資料室、また市町村立公共図書館辺りでは、資料分類においてその統一がなされず、蔵書構成はいうに及ばず資料目録化も手つかずのまま放置され、上述の社会教育関係諸法がねらっている横の連絡も実現しないまま形式としての資料室の有名無実的存在が慣行としてみられ、何ら調和のとれた社会教育行政にまでゆきつく肉付けもなされていないのである。この打開に木田橋の判断がいかに役立つものであるか、我々を含めて認識を新たにせねばならぬ。

木田橋の判断を基礎とするならば、資料分類の作業を根幹となすことからでてくる資料による読書サービスの最も大きな機能をもつ公共図書館、また博物館などの資料室は、資料を通しての実験室、という観方が成立するのである。木田橋は2頁においてこのことを図式であらわしている。但し、木田橋が実験室という名辞を使用していない。これは斎藤が、その図式から抽象した名辞である。だから、資料分類における木田橋の判断を土台として、目録認識を一定地域内に創造したとすれば、一館のもつ資料全体の中での検証がそこで満足されぬ場合、より巾の広いグローバルな連館による資料全体の中での検証にゆきつくるのであり、さきの具体的経験をなす一館内での利用者は、より総合的な連館ででき上った数多くの連鎖目録組織を通して抽象的経験をなしうる、ということになろう。

我が国では、この視角からの考え方方が深く認識されていなかったがため、さき程述べた、百科辞典一つあればの考え方から脱脚できないま

の資料室的存在を是としていたのである。各種資料による検証の場とは程遠いものである。これを打開するには、入ってくる資料の分類の判断からもう一度出直す覚悟がなければならないのである。

3

木田橋のシラバスに基づいて、拙論を交え記述をゆるしていただいてきたが、冒頭に記した社会教育行政の有機体的生成が地方自治体行政の巾を伸ばしたり縮めたりするという表裏一体関係にあるとき、社会教育活動を支える資料というものは、決してないがしろにされるべきしろものではなく、逆に活動を支える素材としての資料分類の判断が土台から正当に評価されて然るべきであり、そのためには分類の根幹を占める総記に何を入れるべきか(何を分類するべきか)、を木田橋が、きわめて短いシラバスの中で初めて表出させた功績はきわめて大きい、といわなければならぬ。木田橋の過去の図書館業務が医学系資料を主とするものが大半であったことからこの考えはかもし出されたとみてよいが、それと同時に、主として経済学原理に並々ならぬ深い興味と関心を抱いて抽象された総まとめから露出してきた資料分類の判断、と私は考えている。予見したデータが需要と供給に見合うものかどうか、を基礎に築き上げたこのシラバスが根底となって新しい資料分類体系が木田橋によってさらに構築されることを期待しつつ、つたない紹介にかえさせていただく。(当シラバスは本年春に偶然に一部ご寄贈いただいたものである。限定刊行のものである。ここに併せてお札を申し上げる次第である。)

注

- ①○社会教育法—昭和24.6.10、法207改正昭和25法168 最終改正昭53法27
以下各法は次の如し。
 - 公民館の設置及び運営に関する基準—昭34.12.28、文部告99.
 - 図書館法—昭25.4.30、法118
最終改正昭42.8.1、法120

木田橋喜代慎氏の資料分類における一つの判断

- 博物館法—昭26.12.1, 法285
最終改正昭46.6.1, 法96
 - 学校図書館法—昭28.8.8, 法185
最終改正昭41.6.30, 法98
 - 文化財保護法—昭25.5.30, 法214
最終改正昭50.7.1, 法49
- ②例えば, James Thompson: *The Librarian and English Literature.* London. A. A. L. 1968. 123p 以下にこれを具現しようとこころみる一つのふんいきがみられる。
- ③横山経一著, 「分類の学とヨーロッパ(1), (2)」
“経済評論第29巻, 第5号 (昭55)”
“経済評論第29巻, 第7号 (昭55)”を参照。
- ④藤原覚一著, 「ある図書館の戦後史」, 築地書館, 1979年。p.99以下参照。
- ⑤Erik J. Spicer はカナダの図書館学者であり教育学者である。Spicer の初期の論文は *The Public Library as educator*, 1952年刊であり Ottawa Public Library で出した。
このあと, Spicer は *Library Co-operation in Canada*, 1955, を出し, この反響はスコットランドで大きくなる。これについては Spicer, E. J. Canadian libraries and problems of staff recruitment: with comments by J. C. Harrison, Prof. Roymond Irwin and W. B. Paton. *Library Review*, vol. 16, No128, Winter, p. 530—を参照されたい。
Spicer の考え方は“かくされたある真理はいつになると人は判るものであろうか?”を文献保存の立場から考えるユニークなものである。
- ⑥資料館や図書館は実験室であるか, という考え方は近代の実験科学が盛んになってきたときから特に強く論じられてきたものである。しかし, 図書及び資料館をいかなるものから成るかとして把えるか, というところから論が別れよう。今日では, *Laboratory* という観方がつよいし, 例えば, 各法が規定する資料内容を概観しても, その觀をふかくする。これについては1977年齊藤も *New York Public Library News-Note (Autumn)*でコメントさせていただいた。
- ⑦全国公共図書館協議会が, 昭和55年6月「図書館計画(ナショナルプラン)試策のための検討資料」(全72頁)を出されたが, 外円的組織を先ず考えているのがこの特徴である。しかし, 各館内側からのトールをどう外円を支えるか——ということが並行されておらないだけに, きわめて気のもめるものである。

⑧1974年木田橋は松田芳郎、松井幸子氏らと，“地域情報検索網研究会”で“図書館・情報科学文献書誌を世に問うている。しかしこれについては、シラバス (p.33) で “この Index selection はあくまでも木田橋の個人的な判断によってなされたものである”と説明していることからも、理解できよう。

参 考 文 献

- ① Karl Ragnar Gierow ed: Problems of International Literary Understanding: proceedings of the sixth nobel symposium, Stockholm Swedish Academy. 1967 (年)
- ② 海後宗臣他監、碓井正久他著，“社会教育”（戦後日本の教育改革第10卷），東京大学出版会，1973年
- ③ 図書館教育研究会，“学校図書館通論”，東京，学芸図書株式会社，昭和54年
- ④ 渡辺裕著，“新しい人間観と生命科学”（講談社学術文庫423）東京，講談社，昭和54年
- ⑤ Netherlands Universities Foundation for International Cooperation : higher education research in the nether-lands (Information Policy) : Vol. 32, Summer, 1978 (年)

NOTE

Professor Kidahashi's philosophy towards the Classified Stem upon the General Code in the N. D. C.

Tsutomu SAITO

Professor Kiyonari Kidahashi (Hokkai Gakuen College, Hokkaido.) sent out in 1981 his new lecture syllabus on a New Classification System for improving the materio-monographs among the Further Adult Education Activities through the materials' routes for co-operation. In it Professor Kidahashi has re-examined the definition of the 'general code' in the N. D. C. (the Nippon Decimal Classification) along his new studies on Logics and the Classified Headings' explanations after 1850.

Professor Kidahashi has newly showed us ; a. the 'general code' is the most one for the best suited code for the general dimension, but not for the remained other codes except it, and b. the 'general code' would be called as 'an other-wholecover-dimension', he insists, should not be granted for only the 'General' one.

These two stems for a long time have not been re-examined among even the qualified adult education instructors.

Professor Kidahashi's new way of approaching this facet shall be examined and cited in promoting the material-co-operative-dimension by the Further Adult Educational Institutes in Japan.